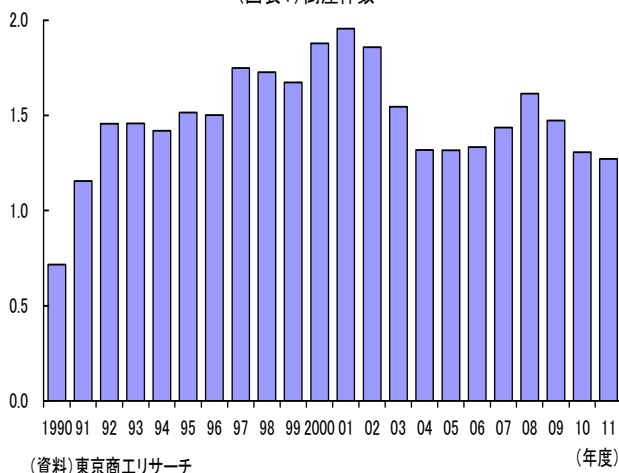


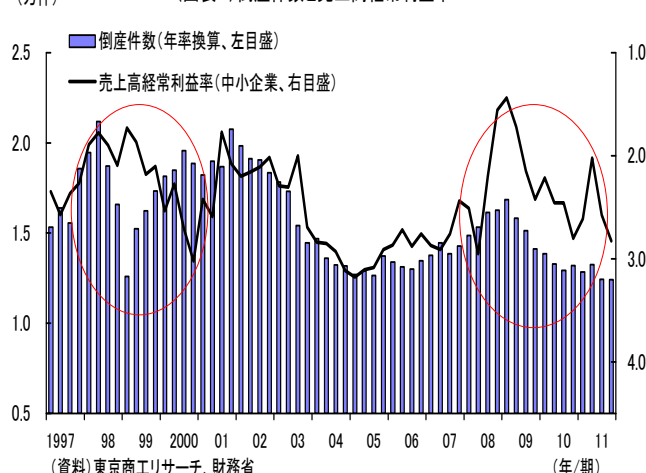
金融円滑化法失効後の倒産増加は限定的

- (1) 2011年度の企業倒産件数は3年連続で減少し、1991年度以来の低水準に（図表1）。もっとも、倒産件数は、リーマン・ショック後に導入された中小企業向けの資金繰り支援策によって抑制されているとの指摘も。
- (2) 実際、リーマン・ショック後、中小企業の売上高経常利益率が大幅に低下するなかでも、倒産件数はそれほど増加しておらず、資金繰り支援策が倒産を減少させていた可能性を示唆（図表2）。1998年に実施された30兆円の特別保証制度により一時的に倒産が減少したものの、抑制効果が薄れるにつれ倒産が増加し始めたことからみても、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法が予定通り2013年3月に打ち切られれば、倒産件数が増加する恐れ。
- (3) もっとも、倒産が増加に転じたとしても、特別保証実施後の2000～2001年のような倒産件数の急増は回避される見込み。リーマン・ショック直後こそ、雇用人員判断DIや生産設備判断DIが急上昇し、長期債務対キャッシュフロー倍率の上振れがみられたものの、1990年代後半から2000年代初頭にかけて経営を圧迫していた雇用、設備、債務の3つの過剰はすでに解消。企業にとって収益が上がりやすい環境が整うなか、倒産リスクは大きく低下している可能性（図表3、4）。したがって、緩やかながら景気回復が見込まれるなか、金融円滑化法失効後の倒産件数の大幅な増加は回避される見込み。

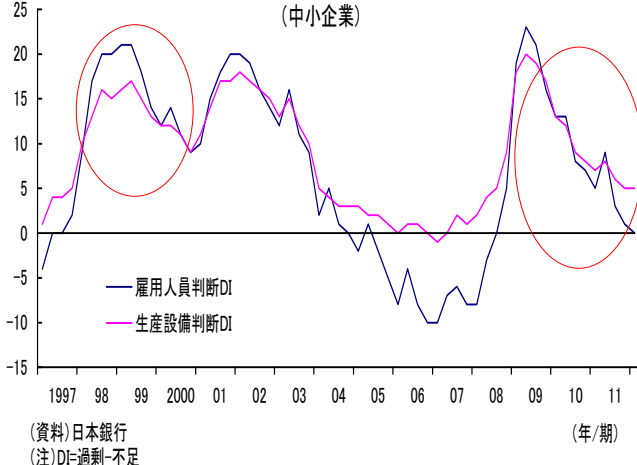
(図表1) 倒産件数



(図表2) 倒産件数と売上高経常利益率



(図表3) 雇用人員判断DIと生産設備判断DI (中小企業)



(図表4) 長期債務対キャッシュフロー倍率 (中小企業、3期平均)

